平成２２年（フ）第４８７号
岩手県釜石市大渡町３丁目９番３号
債務者　金　　正利
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２８号
宮城県石巻市中屋敷１丁目６番28号　コゥジーコートＤ号
債務者　小川　桃子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
山形県鶴岡市切添町６番31号
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第６９号
山形県鶴岡市切添町６番31号
債務者　佐藤ふさみ
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７１号
山形県鶴岡市神明町16番50号
債務者　森　　修平
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７３号
山形県鶴岡市東新斎町６番16号
債務者　小林　　力
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第７４号
山形県鶴岡市東新斎町６番16号
債務者　小林由奈美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第８０号
山形県鶴岡市日出１丁目20番14号　日の出ハイツ102号室
債務者　本間　浩司
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４８２号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀９番地の２　むつみ荘２Ｆ８号
債務者　長澤　久美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５２４号
神奈川県伊勢原市粟窪576番地の５
債務者　黒田　芳英
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５４９号
神奈川県厚木市下依知1108番地　スカイヴェルチュ102
債務者　須藤　　久
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５５５号
神奈川県小田原市穴部98番地　コーポ園Ｂ202
債務者　宮岡　勇弥
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５６２号
神奈川県平塚市出縄489番地の４
債務者　白石麻美子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８５号
神奈川県南足柄市駒形新宿22番地７
債務者　小澤　達矢
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０２号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1891番地
債務者　中條美年子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０７号
神奈川県平塚市四之宮７丁目11番40号
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３６９号
新潟市中央区白山浦２丁目171番地56　コーポ種村Ｂ201号
債務者　猪　　和広
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１９号
新潟市中央区網川原２丁目５番17号
債務者　大澤　素子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
新潟地方裁判所民事部